

# ◎桐生市議会情報番組「K J」第3回放送

平成26年4月7日（月）放送

〈市議会のPR〉

**議長** それでは、第1部、桐生市議会のPRのコーナーです。前回に続いて、議会基本条例について、お送り致します。なお、この議会基本条例の本文をご覧になりたい方は、桐生市のホームページをご覧ください。

**副議長** 今回は、第5章の「議会への市民参加」の16条 積極的な市民意見の聴取、17条 積極的な市民協議の場の開設、18条 請願趣旨の聴取の第5章全体について、説明をさせていただきます。

**議長** それでは、まず16条 積極的な市民意見の聴取について、条例を朗読します。

第16条 議会は、意見提出手続（パブリック・コメントをいう。）を有効に活用するとともに、市民からの意見や政策提言を、投書や電子メールで募集するなど、市民の意見の聴取を積極的に行います。

以上です。それでは、副議長から解説をお願いします。

**副議長** はい、今回も、議会基本条例のパブリックコメント用にまとめた、逐条解説に示した、この部分の解説を紹介します。

本条では、議会が積極的な市民意見の聴取を行うことを述べています。

議会は、市議会だよりの発行や議会報告会・意見交換会の開催など、あらゆる方法により、市民に本会議や委員会等の議会活動について、情報発信するよう努めています。それに対する、市民からの意見聴取については、意見提出手続、これをパブリック・コメント、略してパブ・コメとも言われていますが、このパブ・コメを有効活用します。さらに、市民からの意見や政策提言について、議会報告会・意見交換会のほか、投書や電子メールでも随時募集し、議会運営の改善や政策提言に、活用していくことを定めています。

**議長** 只今、解説を紹介致しましたが、議員個々の立場からすれば、市民意見の聴取は、日常活動の中で行っていることであります。しかし、議会としての立場とすると、市民の要望や意見を請願、陳情として受理して、審査を行い、審査を経て採択した請願、陳情については、市長や教育委員会などに送付し、その実現を求める仕組みはありましたが、他には、市民意見を積極的に聴取する手続きはありませんでした。この条例により、今までより、多くの市民意見が、議会に寄せられることを期待しています。

**副議長** それでは次に、第5章の17条に移ります。条例を朗読します。

第17条 （積極的な市民協議の場の開設）議会は、定例会ごとに議員による意見交換会、まちづくり討論会等を実施するなど、市民との話合いの場を積極的に設けます。

以上です。

**議長** この17条は、議会が積極的に、市民との話合いの場を設けることを述べています。

市民の意見を聴くことは、議会への市民参加を促進し、まちづくりを進める上で、大変重要です。議会は、市民の意見を聴き、自由に意見交換や情報交換できる場として、定例会ごとに「意見交換会」を開催するほか、「まちづくり討論会」など、話合いの場について積極的に設け、このような機会を通じて、市民が議会の活動に参加できるようにし、市民の意見が市政に反映されるような、政策提言を行うことを目指します。

**副議長** はい、この積極的な市民協議の場の開設は、これからの地方自治を考えると、たいへん重要なことであると思います。例えば、国がいま進めようとしている社会保障改革で、地域包括ケアシステムを検討していますが、この主体は地域です。地域において、どの様な仕組みが良いのか、市民の声、考え、つまり、市民が求めるニーズに応えるシステムの構築が、求められています。

**議長** そうですね、この17条で定めた意見交換会や、まちづくり討論会等の実施は、まさに今の時代にあった、桐生市議会としての対応であると 自負しております。しっかり取組んで、市民の皆様喜んで頂けるような成果を出してまいりたいと、決意しています。市民の皆様も、是非、参加して頂ければと思っています。よろしくお願い致します。

**副議長** はい、それでは、次は第5章の最後になります、18条に移ります。条例を朗読します。

第18条（請願趣旨の聴取）

第1項 議会は、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

第2項 議会は、委員会が必要とするときには、請願提出者に趣旨の説明をしてもらう機会を設けます。

以上です。

**議長** それでは、18条の解説を紹介します。

請願とは、市民等が国や市に、意見や要望を述べることです。本条では、請願趣旨の聴取について述べています。

第1項

請願は、議長あてに、議員の紹介により請願書を提出します。受理した請願は、所管委員会で審査を行います。審査するための参考とするために、紹介議員から請願趣旨の聴取を行います。

第2項

請願は、市民の大切な意見でもあり、ひとつの政策提言ともいえることから、提出者からの申し出があった場合は、その必要性を所管委員会が判断し、対応いたします。

**副議長** この18条については、桐生市議会は、すでに実施しております。この請願は、「市民等が国や市に意見や要望を述べること」と解説でありましたが、市民の皆さんが誰でも出来るとは、けして言えません。ですから、前の17条が、必要と考えたわけですね。

**議長** そうです。しかし、従来から制度としてある請願という手続きの中で、より、提出者の思いを確認するために、紹介議員から、請願趣旨の聴取や請願提出者に、趣旨の説明の機会を設けるなどを定めたわけです。

**副議長** 市民の意見、要望を、今までより尊重し、できる限り、市政に反映されるようにとの、議会の思いもあります。市民の皆さまの、積極的な制度の活用にも、期待します。

〈各委員会の行政視察〉

**議長** はい、それでは次のコーナー、本日の第2部に入ります。第2部は、今回は、各委員会で平成25年度に行った行政視察について、リスナーの皆様にも、紹介させて頂きたいと思います。

**副議長** 総務委員会は、昨年たきかわし ちとせしの10月29日から31日の日程で、北海道の小樽市、滝川市、千歳市を視察しました。最初の小樽市は、自治基本条例の制定について、制定に向けた取組み状況の視察です。

**議長** ところで何故、総務委員会が自治基本条例のことをテーマに、視察に行ったのか、そこをリスナーの皆様にも、私から説明を致します。

自治基本条例は、地域課題への対応や まちづくりを、誰が、どんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明らかにし、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であります。多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等の、それぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など、自治を推進する制度について、定めています。

桐生市議会の議員の中にも、条例の制定を考えたり、提案している方もいることから、他市の現状を確認するために、小樽市に行ったと聞いています。

**副議長** 私も、総務委員ですので参加しました。自治基本条例は、1997年（平成9年）に施行された、大阪府箕面市の「まちづくり理念条例」が最初とされています。その後、制定する自治体が急速に増えており、

現在もなお、制定に向けて検討を行っている自治体が多くあります。

但し、小樽市の場合、視察に行った直前の、平成25年第3回定例会 9月議会で継続審査となり、行った時は、条例制定とは、なっていませんでした。

小樽市の担当の方から伺った、制定へ向けた経過では、平成21年に、市職員による庁内研究会を立上げ、自治基本条例の全国的な状況や、基本事項について調査検討し、平成22年に、小樽市自治基本条例懇話会を、学識経験者や市内団体代表により組織し、議論を進め、その後、一般公募市民や市内学生を加えた策定委員会を組織し、議論を重ね、平成24年 10月に、市長へ提言書を提出し、市長は、平成25年6月にパブ・コメを行った上で、議会に提案した、ということでした。

**議長** その様な経過を踏まえたにもかかわらず、議会を通せなかったのは何が原因か、委員会としては、貴重な視察が出来た様です。委員長の報告では、継続審査となった点について、議会側への詳細な説明等の不足並びに、行政側の先走り感は否めない、と指摘していましたが、その他、いろいろあると思います。

議長の立場からは、その様な状況でも、小樽市が視察を受け入れて頂いたことは、何よりも感謝するところであります。今後の委員会活動や、議会としても参考になる視察ができたようです。御苦労さまでした。

**副議長** たきかわし たきかわし 次は、滝川市です。滝川市は、公共施設マネジメントについて、視察を行いました。以前は、炭鉱産業で栄えたまちでありましたが、近隣の炭鉱の閉山により、人口減が進み、昭和58年には、5万3千人いた たきかわし 人口が、平成32年には、3万7千人と予測され、過大な公共施設の維持管理が、問題となっていました。

**議長** たきかわし 公共施設と人口減少の問題は、桐生市も共通の課題です。滝川市の たきかわし 人口、1人当たりの公共施設の延べ床面積は9.04㎡で、全国平均が 3.42㎡で、北海道の26市平均が7.56㎡となっていることから、たいへんな問題であることがわかります。桐生市も、人口1人当たり 6.25㎡で、県内で公表している市の平均は3.86㎡ですから、その維持管理等マネジメントは、重要な課題であることは、よく理解できます。更に、昭和40年代に建設された公共施設の老朽化が進み、その対応に苦慮しているところです。

**副議長** たきかわし 滝川市は、平成24年11月に、マネジメント方針を策定して、公共施設の集約化・複合化、施設の削減、長寿命化等、様々な施策を考えて対応していました。また、市民との課題の共有にも取り組み、市民を対象とした、マネジメントセミナーも行ったと説明を頂き、たいへん参考になりました。

**議長** はい、その様な中で、庁舎の2階に図書館を設置したのは、画期的であるとの委員長の報告は、印象的です。桐生市も検討して行かなければならないテーマでもあり、今後の施策として、様々な提案も出来そうな、意義ある視察であったとの印象を受けました。市民の皆さんも、この様な公共施設の維持管理の問題は、関心をもって頂きたいテーマですね。

次は、千歳市ですか。

**副議長** ちとせし はい、そうです。最終の千歳市は、防災学習交流センター「そなえーる」を視察しました。

**議長** 「そなえーる」と言うのは、なんですか。

**副議長** 文字通り、災害に備えるための施設ということで、「そなえーる」と命名したようです。正式には、千歳市防災学習交流センターと言ひ、災害を「学ぶ」「体験する」「備える」をキーワードに、いろいろ災害の疑似体験をしながら、防災に関する知識や、災害が発生した時の行動を学んで頂くとともに、防災講座や救急講習、自主防災組織の訓練など、防災学習の拠点施設として、活用していました。

**議長** 先月ですが、3.11から3年が経ちました。福島、宮城、岩手の、東北3県の復興が話題になりますが、桐生市も、震度6弱の激しい揺れがありました。桐生市内では、幸いにして、死者が出るような被害はありませんでしたが、建物等の被害は多くありました。市民の皆さんも、その時の大きく揺れた恐怖感は、決して、忘れてはいないと思います。その意味から、防災に対

する備えは、重要な意味があります。

ヘクター

**副議長** 防災交流センター「そなえる」は、総面積8.4haで、A・B・Cの3つのゾーンからなっています。8.4haと言うと、桐生市の新川公園が1.6haですから、約5倍以上はある面積です。Aゾーンは、防災訓練広場、ロープ訓練棟、防災備蓄倉庫を兼ねた副訓練棟、常設ヘリポート、駐車場が配置されていました。Bゾーンは「学びの広場」として、雨水調整用の池と広場があり、消火体験や救出体験ができ、自助・共助を学ぶ場となっています。Cゾーンは「防災の森」で、約150人がキャンプでき、野営訓練、土のう訓練、サバイバル訓練が出来るようになっています。

ちとせし

**議長** 素晴らしい施設ですね、その様な施設を持てるのは、羨ましい限りです。報告書では、千歳市は人口9万5千人、自衛隊基地をはじめ、多くの自衛隊施設を有しています。その関係で、施設の建設も、自衛隊関連の騒音対策や、地域発展施策としての、国の補助施策である「まちづくり構想策定支援事業」を活用して、つくられたようですね。

**副議長** そうです。総事業費は約21億円で、補助率の高い補助金を受け、建設されたそうです。説明を伺ったあと、施設を回らせて頂きましたが、体験コーナーでは地震体験、煙避難体験、避難器具体験もでき、災害が発生した時に、どの様に行動するべきか、身をもって体験し考えることは、素晴らしいと思いました。但し、この様な施設は、桐生市単独では、つくることが無理であると思いますが、県や隣接地域で、この様な体験が出来る施設の設置は、必要であると思いました。

**議長** 災害は、いつ、どこで起きるかわかりません。人を助けるには、まず、自分が生き伸びることが必要です。そのことから、その様な施設の有用性を踏まえて、今後の災害対策に、活かして頂きたいと思います。

**副議長** それでは、総務委員会の行政視察は、これで終了致します。

次は、経済建設委員会に移ります。経済建設委員会は、今年の2月4日から2月6日の日程で、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市、福島県郡山市に行きました。初日の気仙沼市では、「復興仮設商店街の状況について」視察をしました。

**議長** 東日本大震災で被災された、東北3県の被災市町村には、桐生市も、職員派遣をしています。平成25年度当初は、岩手県宮古市に1人、陸前高田市に1人、宮城県石巻市には5人の職員を派遣していました。26年度も引き続き、派遣は継続しています。現地では、公共施設の復旧工事に係る設計・施行管理業務、市道、橋梁等の復旧工事、都市計画決定、区画整理業務、防災集団移転事業などを、担当しているようです。派遣された職員さんは、被災地支援の桐生市の代表です、市民も期待しています。たいへんな業務であると思いますが、頑張ってください。

**副議長** ところで、気仙沼市の視察は、復興のシンボルとして、メディアにも大きく取り上げられた、復興仮設商店街の「気仙沼 鹿折復幸マルシェ」に行きました。この商店街は、気仙沼湾の奥に位置する、鹿折地区にあり、地震での被害より、その後の津波と火災により、壊滅的な状況になったところにあります。

ししおり

ししおり

**議長** 「気仙沼 鹿折復幸マルシェ」は、今、鹿折で暮らす皆さんや、この地に戻りたい人たち、また、ボランティアや支援者のために、多くの思いを受け止める「みんながあつまる場所」、街を再生させるための、コミュニティースペースとして、つくられたようです。

ししおり

**副議長** それで、鹿折復幸の「幸」が幸せの幸になっている訳ですね。視察では、復幸マルシェの代表の、塩田賢一代表理事から、震災以前、震災直後の体験から、この商店街を開設した経緯や、今後の展開等をお聴きしたようです。

**議長** そうですね。震災で壊滅的な被害を受けた2ヶ月後、中小企業 基盤整備機構から、仮設商店街に支援が受けられることを知り、協力者、賛同者を募り、2,500坪の土地を無償で借用でき、開設に至る御苦勞を報告書で読みました。しかし、この地区が復興土地区画整理事業で、土地

かさあ  
の嵩上げ対象地区になり、移転も視野に入れ、今後の展開を考えているとのことでした。

しんさいこう  
**副議長** また、震災遺構としての「第18共徳丸」を残した方がよかったのではないかと、その印象をもった委員から、保存に対する、丁寧な住民との協議が必要ではないかと、その報告もありました。

**議長** はい、いずれにしても、被災した地域の復興や地域の防災、減災への対策は、もっと、スピードを早める必要があるようです。但し、震災の経験を、次の世代に伝えて行くことについては、住民としては、被災体験を忘れないという思いがあると思いますので、未来を見据えて行政として、住民と丁寧な協議が、求められると思います。

りくぜんたかたし  
**副議長** 次は、陸前高田市ですが、視察項目は、復興状況と「奇跡の一本松」保存事業について、です。

りくぜんたかたし  
**議長** 陸前高田市は、奇跡の一本松で有名になりましたが、報告書では、被害状況は、被災世帯4,465世帯で、当時の市内居住世帯7,785の57.3%が被災したこと。さらに、平成26年1月現在で、死者1,735人、行方不明者14人という状況で、震災当時の約24,250人いた人口が、現在では約22,000人に減少、想定外の津波は、人口の約1割を奪ったとのことでもあります。

りくぜんたかたし  
**副議長** 本当に、想像を絶する被害ですね。報告書によると、陸前高田市の復興状況は、他の被災自治体が、復興計画を10年目途にしているところを、8年ですすめている。集団移転も、市民の理解を得て進捗している。  
かさあ  
但し、市役所の場所が決定できずにいる。土地の嵩上げ工事は、既存の工事では10年かかるところを、総延長3kmのベルトコンベアーを建設し、3年で、土砂の運搬が完了するようにと進めている、とのこと。

**議長** 復興に、スピード感が感じられますね。「奇跡の一本松」の保存事業は、全国的に有名な事業となりました。報告では、昨年6月に保存工事が完了、工事費が1億5千万円かかったとのことですが、耐久年限が10年と言うことが、気にかかりますね。

**副議長** はい、今後の、復興のシンボルとして残して行くためには、この事業に寄せられた寄付により、保存工事が出来たように、被災した市民が負担するのではなく、今後も寄付により、震災の記憶風化を防止するモニュメントとして、残せることを期待していました。

気仙沼湾の奥部の鹿折地区にあり、その地区は、地震後の津波と火災で壊滅状態になったところでもあります。

りくぜんたかたし  
**議長** また、陸前高田市議会副議長が、津波による死亡者が多かったのは、危機管理意識が不足していたことが、大きな要因と言っていたようです。

桐生市においても、河川の氾濫による災害が想定されていることから、市民に、危機意識を高く醸成できるような取組みが、必要であると強く感じた、と委員長が報告しています。重要な指摘と捉えて、議会としても、取組んでいきたいと思えます。

**副議長** それでは、最後の福島県郡山市の、ものづくり インキュベーションの取組みと、郡山市 中央商店街についての報告を行います。

**議長** はい、最初に、ものづくり インキュベーションですが、郡山市内にある、日本大学工学部に設置された、公益財団法人 郡山地域 テクノポリス推進機構 ものづくり インキュベーションセンターにおいて、施設設置の経緯や事業概要、実績などを、説明頂いたようです。

**副議長** その施設は、平成18年に製造業を中心に、新たに事業を始めようとするものや、新事業に取り組む企業を対象に、大学と連携して、新製品の研究開発のためや、試作品を製造する設備を提供する、起業を支援する施設として、国のテクノポリス推進法を受けて、経済産業省、福島県、郡山市、日本大学で出資し、建設されたとのこと。入居企業は、現在11室中10社で、空き室も、現在、申込企業を選定中とのことでした。

**議長** 管理体制も充実して、賃料も、桐生市より安く、設備も充実しているとのこと。実績もあるようです。桐生市の、インキュベーション事業に、活かしてゆきたいヒントが多く得られたと、委員長からの報告もあります。今後の、委員会の活動に期待しています。

**副議長** 次の、郡山市 中央商店街についてですが、J R 郡山駅に近いところにあるようです。商店街 振興組合の専務理事に説明を頂いたようです。この商店街は、中小企業庁の「がんばる商店街 77 選」に選ばれたとのこと。商店街振興、空き店舗対策に、取り組んでいるとのこと。

**議長** 中心市街地の空洞化に対して、若手が立ちあがったとのこと。 「エレガントでダンディーな街」をコンセプトに、ユニバーサルデザイン化に取り組み、世代を超えて楽しめる商店街を目指したようです。

**副議長** 様々な誘客イベントも、1年を通して行っているようです。また、出店しやすい商店街の雰囲気も感じられたとのこと、若手が参加しやすい環境づくりを、行政として促す取組みの必要性を感じたとのこと。

**議長** 現地に行って感じることは、多くあります。商店街の雰囲気は、関係する多くの方も現地を訪問して、良いところを学んでほしいと思います。中心市街地、特に商店街の活性化は、市民が求めている重要な施策です。委員会の取り組みにも、期待したいと思います。

**副議長** 以上で、経済建設委員会の行政視察は、これで終了し、次は、教育民生委員会の視察報告を紹介します。

**議長** 教育民生委員会の行政視察については、私も委員になっていますが、視察当日に公務があり、参加できませんでした。委員長から報告書を戴いていますので、最初に、私から報告致します。視察先は、北海道の函館市、同じく伊達市、札幌市を昨年11月13日から15日にかけて行きました。

**副議長** 最初の函館市には、文化財保護の観点から見た、函館市元町末広町重要伝統的建造物群 保存地区の概要について、ということで視察に行きましたね。

**議長** はい、御存知の通り、市内本町1丁目、2丁目地区と天神町1丁目の一部が「桐生市 桐生新町 重要伝統的建造物群 保存地区」に選定されたのは、平成24年7月です。桐生市は全国で94番目ですが、他の地域では、選定されてから、どの様な課題が生じ、どの様な対応をしているのか、たいへん関心の高いテーマであります。そこで、平成元年4月に、全国で29番目に伝建群に選定されている函館市に行き、視察をさせて頂くことにしました。

**副議長** 函館市は、北海道の南端部に位置し、温暖で降雪量も少なく、早くから人々が定住し、北海道の中心的役割を果たし、開港以来の歴史的遺産や、特有の文化の蓄積が、数多くある地域です。その中で伝建地区は、函館山 山麓から、港に向かう傾斜地に広がる地域で、面積が約14.5 h a とのことです。

**議長** ヘクタール そうですね、桐生市は、面積では約13.4 h a ですから、ほぼ同じ様な面積と言えます。但し、桐生市では、保存地区に住んでいる世帯と人口は、平成26年2月で311世帯で、人口は653人ですが、函館市では166世帯で、人口は322人とのこと。また、函館市の指定物件は、建築物63件、工作物12件です。ちなみに、桐生市は建築物が171件、工作物は169件です。

**副議長** 報告書には、桐生と函館では、同じ伝建地区でも、地形や環境、発展してきた経緯など、街並みの形成には、かなりの差異、違いが感じられたが、今後のまちづくりを進めていく中では、

1. 地域住民の理解と協力をえること。
2. 函館らしさを守っているように、桐生らしい伝統的建造物を、末永く守るためのしっかりした基準を定めること。

3. 同時に、桐生の「らしさ」を育てる基準を定めること。
  4. また、桐生のあたらしい「らしさ」をつくる基準を定めること。
- 等の大切さを、あらためて感じた、と述べている委員さんもいました。

**議長** 桐生市の伝建地区は、今後は、重要施策の中心になって来ます。各委員の皆さんが視察で感じた事は、今後の委員会で議論して戴いて、市当局に、積極的に提言して頂きたいと思えます。それでは、次の伊達市の「ウェルシーランド構想」について、報告します。

**副議長** 伊達市は、人口が約3万6千人、北海道の南西部に位置し、南に内浦湾、北西に有珠山・昭和新山を望む、四季を通じて温暖なまちで、北の湘南とも呼ばれています。伊達市ウェルシーランド構想のウェルシーランドとは、「豊かなまち」という意味です。その構想は、少子高齢化が進む中で、高齢者が、安心安全に暮せる街づくりを進めるとともに、高齢者ニーズに応える、新たな生活産業を創出し、働く人たちの雇用を促進して、豊かなまちづくりを目指す取組みです。

**議長** そうですね。その構想の目的は、①高齢者が住んでみたいまち、②女性・若者が働きがいのあるまち、③働く人が住みたいまち、です。また、この構想は、行政と民間のパートナーシップのもと、官民協働による取組みを進めてきました。

**副議長** はい、報告によりますと、具体的な構想の取組みとして、高齢者の方々が、安心・安全・快適に住むことが出来る、良質な物件を普及させる「伊達版安心ハウス認定制度」があります。これは、伊達安心ハウスとして、住宅や施設、介護事業所等が認定され、2棟65戸が現在供給されています。また、伊達版 優良田園住宅として、農山村地域や、都市近郊の良好な自然環境の豊かな地域で、ゆとりある生活を営むことを求めるニーズをうけ、農業センター跡地である市有地を利用して、民間開発による建設事業を行い、豊かな自然に囲まれた田園地域に、1戸建の住宅の建設を推進したとのことでした。

**議長** その住宅は大人気で、現在53区画が建設されて、市の中心部から車で10分のところで、平成25年3月には、販売完了しているとのことでした。また、乗合タクシー事業もやっており、自動車を運転しない高齢者等が安心して利用できる、新しい交通手段として、会員制で予約制の、新交通システムも実現しています。現地に視察した委員の皆さんが、伊達市のこのような取組みは、たいへん参考になったと、感想を述べています。

**副議長** よい視察が出来て、よかったですね。桐生市の施策に活かせるよう期待しています。それでは、最後の札幌市の「元気カフェ本の森」を報告したいと思います。

**議長** はい、「元気カフェ」は、多くの市民が訪れる、公共施設等の空間を生かして、障がいのある方が接客等を通じて、様々な方と交流することで、障がいに対する、市民の理解促進につなげることや、障がいのある方が、生き生きと働く姿を見てもらうことにより、民間企業等における、障がい者雇用の促進を図ることを、目的としています。

**副議長** 報告では、そのカフェに行き、5人いた店員さんが、とても生き生きと、笑顔での対応が印象的であった。とあり、1日の売り上げも約5万円、平均来店客140人と、内容的にも素晴らしい。と絶賛していました。障がい者の可能性を開く、有意義な視察ができて、良かったと思えます。

**議長** 教育民生委員会の報告は、以上です。それでは、以上で、第2部 各委員会の行政視察コーナーを、終了致します。

〈市のPR、条例関係〉

**議長** はい、それでは最後のコーナー、第3部に入ります。第3部は、議会で議決した条例等について説明を行う市のPR、条例関係のコーナーです。

**副議長** 今回は、第1回定例会3月議会で議決した、平成26年度補正予算の中で、臨時福祉 給付金事業と、子育て世帯 臨時特例給付金 支給事業について、リスナーの皆さんに、お伝えしたいと思います。

**議長** その二つの事業ですが、国の臨時的な事業として行われます。目的は、今月から消費税が引き上げられたことに伴い、低所得者と子育て世帯への影響を、少なくすることにあります。

**副議長** それでは、臨時福祉 給付金支給事業から説明します。この事業は、低所得者への影響を軽くすることが目的で、対象者は、平成26年度市民税が、非課税の方が対象となります。ですから、市町村民税、均等割も 含めて、課税されている方の扶養親族等は、対象になりません。また、生活保護を受けている方も、対象外となります。この生活保護については、4月から、消費税による負担増の影響分を織り込んで、生活扶助基準の 改定を、行うことになっています。

**議長** 桐生市の場合、対象者は、約3万4千人いると想定しています。支給額は、1人1万円の支給となっています。また、老齢基礎年金・障がい基礎年金・遺族年金等の受給者に対して、1人につき5千円が加算されることになっています。

**副議長** はい、その5千円支給額ですが、何故、今回加算されるか、その理由を解説します。

年金額は、毎年の物価や賃金の変動に応じて、翌年度の年金額を改定（上昇時には増額、下落時には減額）する仕組みを基本としています。ところが、年金額は、過去の物価下落時に特例措置として、年金額を減額せず、据え置いたことなどにより、本来の年金額より、2.5%高い水準となっていました。これを「特例水準」といいます。

そこで、平成24年11月に成立した、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、段階的に「特例水準」を解消することにより、年金財政の改善を図り、現役世代の、将来の年金額の確保や、世代間の公平を図ることとされました。

解消のスケジュールについて「特例水準」は、平成25年度から平成27年度までの3年間で、解消することとされており、昨年、平成25年10月に、1%の引き下げが行なわれました。今後は、平成26年4月に1%、平成27年4月に0.5%、それぞれ引き下げられる予定です。そこで、この4月の特例水準解消により、基礎年金の平均受給額が概ね、5千円減少すると見込まれることを踏まえて、今回の5千円加算が設定されたようです。

**議長** 説明、御苦労さまです。この5千円の支給対象者は、約1万8千人いると想定しています。次に、子育て世帯 臨時特例給付金 支給事業について、お願いします。

**副議長** 趣旨は同様に、消費増税に対する子育て世帯への影響緩和と、世帯消費の下支えを図ることです。対象者は、平成26年1月の児童手当の対象となる児童です。但し、対象にならないのは、臨時福祉給付金の対象者や生活保護受給者、また、所得制限による、特例給付対象者も対象になりません。

**議長** 1人に付き1万円が支給され、桐生市の場合、対象者は約1万人と想定しています。今後のスケジュールですが、平成25年度の所得が3月の確定申告で確定され、その後、事務手続きを経て、7月1日号の広報きりゅうで市民に周知、また、チラシやホームページでも周知して行く予定です。申請受け付けは、8月から10月までの3ヶ月の予定です。

**副議長** はい、リスナーの皆様、くれぐれも申請漏れのないよう、注意して頂きたいと思います。私たちも、申請漏れが出ないように、制度を確認してまいります。以上で、議会で議決した条例等について、説明を行う市のPR、条例関係のコーナーの、第3部を終了します。